

PO Terms and Conditions

Revision 13
Japanese Version

追加的条項

品質: 売主は、目的物が説明書および仕様書に準拠し、素材と仕上げに欠陥がなく、(買主の設計を除いて) 設計による瑕疵が一切ないことを保証します。出荷前に、目的物のいずれかの部分が不適合であり、当該目的物の修理または交換によって買主への出荷が遅延すると売主が判断した場合、売主はその旨を買主に速やかに通知し、買主の選択により、買主がかかる不適合目的物を検査できるよう手配するものとします。買主は、(i) 不適合にかかわらず当該目的物を受領したり、(ii) 正当な価格引き下げを行うという売主の合意のもとで当該目的物を受領したり、(iii) 当該目的物を却下することができます。かかる不適合目的物を受領しない場合、目的物のその他の出荷に関する仕様または要件の権利放棄と見なされるものとします。かかる検査および試験を妥当な日数内に実施する場合、または仕様書に記載がある場合、買主は目的物の検査および試験を実施した上で目的物を受領する権利を有するものとし、却下された目的物の検査および試験にかかる費用およびそれに伴う輸送費は売主が負担するものとします。本注文書の目的物の全部または一部について、使用または操作開始した日から 1 年以内に素材または仕上げに欠陥があると証明されたものについては、売主が買主からの要請に応じて自己負担で修理または交換し、買主の工場まで出荷し、出荷後に何らかの逸脱が見つかった場合、売主は買主にその旨を直ちに通知するものとします。問題をより迅速に解決するために、売主は必要なすべてのデータおよび事実を開示しなければなりません。

数量: 本注文書の指定数量を超えて出荷した目的物は、売主の負担で返品することができます。

輸送費: 書面にて相互が合意する場合を除き、(a) 売主が輸送費を買主に別途請求する場合、いかなる場合においても当該費用は、出荷日に有効な、本注文書指定の輸送業者を介した合法の最低輸送料を上回ってはならない、(b) 売主によって輸送費が買主に割り当てられている場合、当該の割当額は、買主が負担する実際の輸送費を下回ってはならず、また買主が輸送を行う場合、当該の割当額は共通の輸送会社を介した同様の移動にかかる輸送費と同額とします。

納品: 目的物は適切に梱包して出荷し、各外装箱には番号付けをして、買主の注文番号、ストック番号、内容、重量をラベルに記載して梱包時の明細書を同梱するものとします。外装箱の表面に特に規定がなければ、梱包、木枠梱包、急送貨物輸送または荷車運搬にかかる費用は認められません。本注文書においては、納品期日が重要な要素となります。本注文書に指定の期日内、または妥当な日数内(期日の指定がない場合)に目的物が納品されなかった場合、買主は (i) 当該目的物の受領を拒否して本注文を終了する、または (ii) 最も迅速な輸送手段で売主に目的物を出荷させ、その後、売主の通常の輸送手段を上回る超過分を支払うものとします。

請求書: 買主からの特別な要求事項がない場合、請求書は (a) 納品ごとに個別に提供し、(b) 複数の注文を含めず、(c) 本注文書に記載の注文番号と提供しなくてはなりません。

特許: 売主は本注文書に従って出荷する目的物の米国、日本および他の国々の特許への侵害または侵害の申し立てから買主を保護し、賠償請求、損害、裁判費用、弁護士費用を含む諸費用および損失を補償し、買主に対して起こされたかかる侵害の訴訟もしくは法的手続きを、自己の費用において防御または和解するものとします。さらに、かかる訴訟もしくは法的手続きにおいて、買主が本注文書に従って出荷された目的物の使用を禁止された場合、売主は自らの選択により、速やかに、(i) 禁止命令を解除し、買主が一切の義務または責任なく当該目的物を使用できる権利を獲得するか、(ii) 売主が一切の費用を負担し、買主が満足いくように当該目的物を権利侵害のない他の目的物と交換するか、同じ目的物を変更して権利侵害のない目的物にするか、(iii) 売主の自己負担により当該目的物を撤去し、これに伴う売主への支払額を買主に返金するものとします。但し、本項の条項は、買主が本注文書に従って出荷する目的物を他の素材と組み合わせ使用したり、何らかのプロセスの実施に使用したことによる侵害または侵害の申し立てに起因する一切の賠償請求、損害、裁判費用、経費または損失には適用されないものとします。

取り付けおよび作業: 当該目的物の取り付けまたはこれに関連する作業について、管理者もしくは専門家、または売主に関連のある人物や売主に雇用された人物による目的物点検が必要な場合で、且つ売主が有償・無償を問わずこれを提供することに同意している場合、当該の点検を実施する当該管理者もしくは専門家、またはその他の人物は買主の代理業者または雇用者とは見なされないものとし、売主はその作為または不作為について全責任を負い、該当機関から課せられる給与税または負担金に排他的責任を負うものとします。

アクセス権: 買主からの書面による事前通知後、売主は買主および買主の顧客、該当規制機関に対し、売主の施設および (または) 品質関連の記録、買主の目的物購入に関連するデータへのアクセスを許可します。買主の通知にはアクセスが必要な理由を記載し、売主の妥当な機密保持契約の履行を条件にアクセスできるものとします。

追加的条項

保険:売主が、本注文書の「品質」の項またはその他の条項に基づいて、買主または目的物設置場所の当事者が所有または管理する所有地で作業を開始する場合、売主はそれに先立って、法律、企業総合賠償責任保険、自動車責任保険、環境汚染賠償責任保険（作業員が有害廃棄物を扱う場合）で義務付けられている範囲内において、買主の当該承認額を自己の費用負担により調達および維持するものとします。かかる作業の開始前に、売主は、上記保険が調達され、現在維持されていることを示す書面の証明書を買主に提供し、当該の証明書には、書面によるキャンセルの通知は当該キャンセルが有効となる日の 15 日以上前に買主に提供する必要があることを記載するものとします。

約定損害賠償:売主が本注文書の条件に違反した場合、買主は、売主が一定期間内に違反行為を是正するよう求める通知を、書面または電子メール、ファックスで送る権利を有するものとします。売主が、買主の指定する一定期間内に違反行為を是正しなかった場合、売主は、本注文書の合計額の 0.5% と同額の約定損害賠償額を、本注文書で規定された買主の他の権利および救済手段に影響を与えずに、また適用法に従って、1 日遅延することに支払う責任を負うものとします。

損害賠償および物的損害の責任:売主は、買主の所有地内または所有地付近、目的物設置場所で売主の従業員または売主の下請業者の従業員に生じた人身傷害、病気および（または）疾患（これらの結果として任意の時点に起こる死亡を含む）について、かかる傷害、病気、疾患および（または）死亡が、本注文書の「品質」項もしくはその他の条項に何らかの関連がある場合、または当該作業の履行もしくは不履行に何らかの関連がある場合、かかる傷害、病気、疾患および（または）死亡が買主、前述の当事者またはその従業員や代理業者に何らかの関連があるかどうかを問わず、これらに対する賠償請求、法的責任、損失、損害、任意の人物の弁護士費用を含む費用のすべてを補償し、買主または目的物設置場所の当事者およびその従業員、代理業者に何らの損害も与えないものとします。売主もしくは売主の下請業者、またはその従業員や代理業者のすべてのツール、装置およびその他の個人所有物の損失、破壊、損傷に対し、かかる損失、破壊、損傷が、買主または前述の関係者、その従業員や代理業者の過失に何らかの関連があるかどうかを問わず、売主が一切の責任を負うものとします。

不可抗力:いずれの当事者も、本注文書に基づいかなる義務の不履行または遅延が、火災、ストライキ、暴動、戦争、不可抗力、輸送業者の遅延、政府からの命令または規制、十分な原材料または電力が確保できないことによる工場の完全なまたは部分的な閉鎖、および（または）その当事者が適切に制御できない、その他の類似した、または異なる状況によって引き起こされている場合は、相手方に対して責任を負わないものとします。当該の状況によって義務を履行できない当事者は、当該の状況が発生した直後できるだけ速やかに、状況を詳細に説明した文書を相手方に通知し、妥当な迅速さをもって当該の状況を是正し、当該の状況が終息した場合は、その旨を書面にて相手方に通知するものとします。買主は、かかる義務の不履行または遅延を理由として売主に発生する一切の費用を売主に支払わないものとします。

図面およびその他のアイテム:本注文書で明示的に記述されている場合を除き、本注文書の条件に従って売主が準備または作成した設計図、ダイス、パターン、ツール、印刷版および当該目的物の製造に関連して使用するその他すべてのアイテムは買主の所有物であり、当該目的物の納品の完了時または本注文書の終了時に買主に提供されます。

引継ぎ:売主が、本注文書に含まれる売主の作業のいずれかを別のサプライヤに下請け発注した場合、売主に適用されるすべての要件は当該サプライヤに引き継がせ、売主はかかる要件を当該サプライヤとの契約条項に含めることに同意するものとします。

守秘義務:本注文書で使用される「機密情報」とは、本注文の過程、その結果、もしくはそれに関連して、または本注文の提案もしくは交渉に関連して、買主本人またはその代理人が何らかの形でこれまでに売主に開示した、または今後開示される情報、ノウハウおよびデータ（技術的/非技術的かどうかは問いません）のすべてを意味し、含むものとします。

以下で記述されている場合や買主が書面で別段に同意した場合を除き、売主は機密情報を保持し、機密情報の開示を阻止するために最大限の努力を図りますが、売主が本注文書の義務を適切に履行できるように当該の機密情報を必要とする売主の従業員および下請け業者、および売主が本条項で負う義務範囲と少なくとも同等の義務を負わせる秘密保持誓約書に署名した売主の従業員および下請け業者には、機密扱いで当該の機密情報を開示するものとし、売主は買主以外の第三者のために機密情報を使用したり、使用を許可しないものとします。

追加的条項

ただし、以下のいずれかの場合およびその後、その範囲内において、守秘義務の条項で規定された売主の義務は機密情報には適用されないものとします。

- a) 売主の行動または過失に起因せず、機密情報が公知のものである、または
- b) 売主への開示以前に、買主本人もしくはその代理人、または買主の関係者によって機密情報が売主に知らされており、売主が合理的に有力な証拠によってかかる事実を立証できる、または
- c) 買主の関係者を除く第三者が誠意をもって売主に機密情報を提供し、且つ売主が、当該機密情報に関する第三者に対する売主の義務に違反していない。

「守秘義務」の項で使用する「買主の関係者」とは、次を意味します:(i) 議決権付株式の 50% 以上が買主によって所有または管理されている企業、または (ii) 買主の議決権付株式の 50% 以上を所有または管理している企業、または (iii) 株式資本の 50% 以上が、買主の議決権付株式の 50% 以上を所有または管理している企業に所有または管理されている企業。

責任ある企業同盟行動規範:

責任ある企業同盟 (RBA) 行動規範は、企業の社会的な責任のあらゆる側面を扱う包括的な基準であり、電子機器業界のサプライチェーンにおける労働、安全衛生、環境、倫理問題および管理システムに関する規則を含みます。RBA 行動規範には、電子機器が重要な要素である電子機器業界とそのサプライチェーンにおいて、労働条件が安全であること、労働者が尊厳と敬意ある扱いを受けること、及び事業活動が環境に配慮され、倫理的に行われることを保証するための基準が定められています。買主のすべてのサプライヤーに RBA 行動規範の遵守が求められています。RBA 行動規範に関する情報は、<http://www.responsiblebusiness.org/standards/code-of-conduct> をご覧ください。

売主は、(i) 売主が RBA 行動規範を読み、その内容を理解していること、(ii) 売主が RBA 行動規範に準拠していること、(iii) 売主は、法規制要件、RBA 行動規範の内容、社会的責任および環境責任に関する顧客の契約要求事項への遵守を保証するため、定期的に自己評価を実施し、買主からの書面による要求に応じて、かかる自己評価のコピーを買主に提供すること、(iv) 売主は今後も引き続き RBA 行動規範を遵守し、当該規範に遵守していないことがわかった場合は、速やかに買主に通知すること、を表明保証します。

紛争鉱物: 目的物がず、タンタル、タングステン、および (または) 金 (未加工/加工、また他の素材と組み合わせているかどうかは問わない) である場合や目的物にこれらの鉱物が含まれる場合、売主は、「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンスガイドライン (「OECD ガイドライン」)」で「紛争地域および高リスク地域」(CAHRA) であると特定された、コンゴ民主共和国およびその近接国、またはいかなる地域において、武装グループに、直接的または間接的に資金源となったり、利益を与える方法でかかる鉱物が調達されていないことを証明します。また売主は、買主の方針 (<http://www.kemet.com/KEMET-Supply-Chain-Policy>) に沿った、法令遵守義務を含む独自の紛争鉱物方針を策定および履行し、これを売主のサブサプライヤーにも周知させるものとします。売主は、第三者が責任ある鉱物イニシアチブ (RMI) に準拠した手順で認証された製錬所から入手した、ず、タンタル、タングステン、および (または) 金は、紛争鉱物を含まないと保証するものとします。売主はサブサプライヤーと協働して、製錬所や鉱山に遡り、製品に含まれる当該鉱物のトレーサビリティを保証するものとします。要求に応じて、売主は、RMI の紛争鉱物レポートテンプレート (CMRT) を使用して、紛争鉱物の (非含有) 宣言を買主に提供します。トレーサビリティ データの保存期間は 5 年間とします。

法律との準拠性: 売主は、本注文書に適用されるすべての法令、政府規制、規定、命令を遵守するものとし、これには (a) 目的物、製造プロセスまたは目的物や当該プロセスに関連して生成された副産物または廃棄物に適用される規制物質、有害物質、危険物質に関するすべての法令、政府規制、規定、命令限定されるものではなく、適用範囲内で本注文書に組み込まれます。

譲渡: 売主は、買主の書面による事前の通知なしに、本注文書に関連する自己の権利または義務を譲渡できないものとします。

権利の非放棄: 一方の当事者が、相手方当事者が履行すべき本注文書のいずれかの条項の違反について権利放棄した場合でも、本注文書の以後の同様の条項や他の条項の違反についての権利放棄とは見なされません。

救済方法: 本注文書で定義される買主の権利および救済方法は、排他的なものではなく、買主のその他すべての権利および救済手段に追加されます。

追加的条項

準拠法:本注文書の有効性、解釈および履行は、買主が本注文書を発行する国の法律に準拠するものとします。

EAR違反禁止顧客(Denied Persons)または武器輸出管理法 (AECA) 違反禁止顧客(Debarred Parties)または国連制裁国、米国禁輸国、テロ支援国の政府関係機関、関連企業等の企業・個人(SDN) との取引を防止するための声明: 米国の輸出法の遵守を確保するため、買主は、米国商務省が公表した「拒否された者リスト(Denied Persons List)」、国務省が公表した「拒否した締約国リスト(Denied Parties List)」、および財務省、外国資産管理局によって発行された[特別指定国民リスト(Specially Designated Nationals List)]との取引は行いません。買主は、すべてのサプライヤ/売主とその下請業者にも、これらの法律を遵守することを求めます。(売主は、上記各機関のリストにアクセスするため、米国政府の各機関の web サイトを精査することができます)。

雑則:本注文書が目的物の購入依頼となる場合、売主による本注文書の受諾は、明確に本注文書の条件を対象とし、本注文書に従って製品が出荷された場合は、たとえ目的物の一部であっても、本注文書の内容が承諾されたと見なすものとします。本注文書が購入依頼の受諾となる場合、当該受諾は買主の本注文書の条件への明示的な同意を条件とし、本注文書に従う目的物の出荷は、製品の一部であれ、買主により同意をなされたものとみなします。本注文書は、本契約の主題に係る当事者間の全体の合意から成り、当該合意に影響を与える口頭での理解、表明または保証は存在しません。本注文書の履行過程、取引過程または本取引が、本注文書のいかなる条件を解釈、理解、制限、説明、または補足するために使用されてはなりません。双方の当事者によって書面で合意される場合を除き、本注文書を修正し、またいかなる条件も放棄してはなりません。